資料２－２

（案）

令和８年個人情報保護委員会訓令第　号

個人情報保護委員会行政文書取扱規程（平成 28 年個人情報保護委員会訓令第３号）の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和８年　月　日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報保護委員会行政文書取扱規程の一部を改正する訓令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改　正　後

別表第３　専決事項（個人情報保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に関する事項）

項	号	決裁を要する文書の件名	名義者	委員会への報告
１　事務局長の専決処理事項	1	［略］	［略］	［略］
	2	重大な事案における個人情報保護法第 146 条第１項に規定する立入検査の実施に関する事項	［略］	［略］
	3～5	［略］	［略］	［略］

改　正　前

別表第３　専決事項（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に関する事項

項	号	決裁を要する文書の件名	名義者	委員会への報告
１　事務局長の専決処理事項	1	［同左］	［同左］	［同左］
	2	個人情報保護法第 146 条第１項に規定する立入検査のうち、検査計画に基づく計画的な検査の実施に関する事項	［同左］	［同左］
	3～5	［同左］	［同左］	［同左］

（案）

	6	重大な事案における個人情報保護法第156条に規定する実地調査の実施に関する事項	［略］	［略］
	7～11	［略］	［略］	［略］
	12	重大な事案における番号法第35条第１項に規定する立入検査の実施に関する事項	［略］	［略］
	13	［略］	［略］	［略］

項	号	決裁を要する文書の件名	名義者	委員会への報告
２　担当参事官の専決処理事項	1	［略］	［略］	［略］
	2	重大な事案以外のその他の事案における個人情報保護法第146条第１項に規定する立入検査の実施に関する事項	委員長	要
	3	［略］	［略］	［略］
	4	［略］	［略］	［略］
	5	［略］	［略］	［略］

	6	個人情報保護法第156条に規定する実地調査のうち、調査計画に基づく計画的な調査の実施に関する事項	［同左］	［同左］
	7～11	［同左］	［同左］	［同左］
	12	番号法第35条に規定する立入検査のうち、検査計画に基づく定期的及び計画的な検査の実施に関する事項	［同左］	［同左］
	13	［同左］	［同左］	［同左］

項	号	決裁を要する文書の件名	名義者	委員会への報告
２　担当参事官の専決処理事項	1	［同左］	［同左］	［同左］
	［新設］	［新設］	［新設］	［新設］
	2	［同左］	［同左］	［同左］
	3	［同左］	［同左］	［同左］
	4	［同左］	［同左］	［同左］

	6	重大な事案以外のその他の事案における個人情報保護法第156条に規定する実地調査の実施に関する事項	委員長	要
	7	［略］	［略］	［略］
	8	［略］	［略］	［略］
	9	［略］	［略］	［略］
	10	［略］	［略］	［略］
	11	番号法第29条の３第１項に規定する定期的な検査又は重大な事案以外のその他の事案における第35条第１項に規定する立入検査の実施に関する事項	委員長	要
	12	［略］	［略］	［略］

	［新設］	［新設］	［新設］	［新設］
	5	［同左］	［同左］	［同左］
	6	［同左］	［同左］	［同左］
	7	［同左］	［同左］	［同左］
	8	［同左］	［同左］	［同左］
	［新設］	［新設］	［新設］	［新設］
	9	［同左］	［同左］	［同左］

附　則

この訓令は、令和８年　月　日から施行する。